

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年8月10日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋詰 廣志
【電話番号】	03-6737-0522
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	SMT 新興国株式インデックス・オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SMT 新興国株式インデックス・オープン

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）（ ）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7) 【申込期間】

平成28年 8月11日から平成29年 2月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

< 振替受益権について >

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

< 申込みコース >

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< 受付不可日 >

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

香港の銀行の休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 1,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グロ ー バ ル 日本 北米	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 (MSCI エ マー ジ ン グ ・ マ ー ジ ン デ ュ ッ ク ス (円 換 算 ベース))	ブル・ベア型 条件付運用型 ロ ン グ ・ シ ョ ー ト 型 / 絶 対 収 益 追 求 型 その他 ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニ ア				
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分 固定型 資産配分 変更型		エマ ー ジ ン グ				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ

ないファンドをいう。

- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをい

う。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

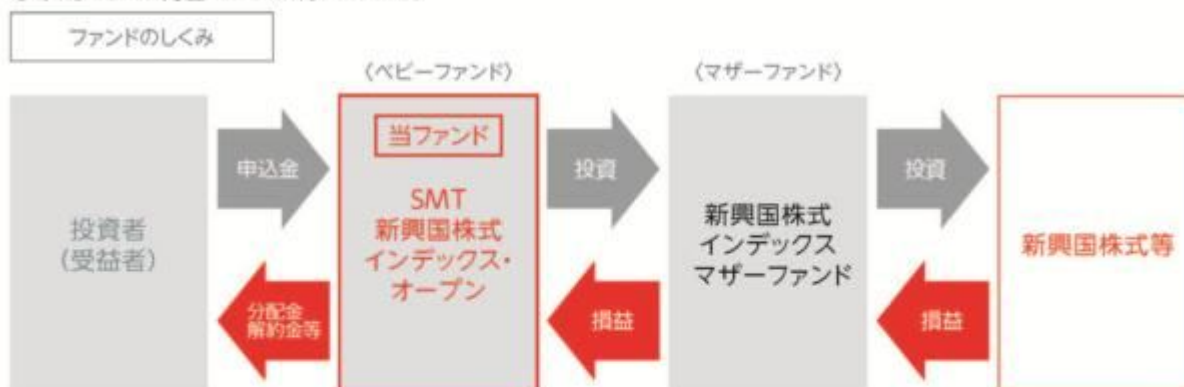
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< ファンドの特色 >

特色1 取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。



※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

※各ファンドの純資産総額(2016年5月末現在)

ベビーファンド:118.64億円、マザーファンド:262.17億円

? DR(預託証券)とは

DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

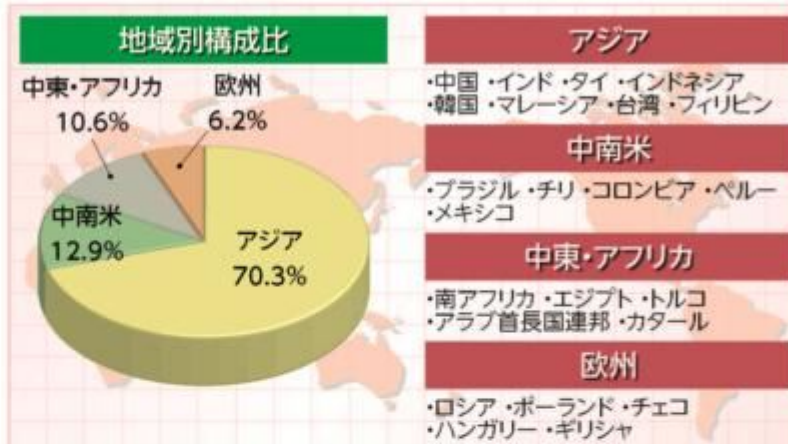
マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
新興国株式インデックスマザーファンド	取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

特色2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)とは

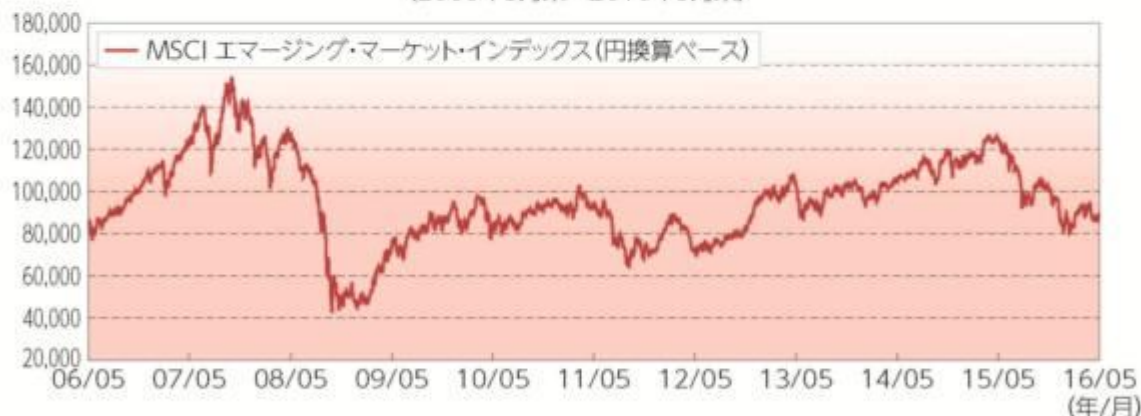
インデックスの概要 (2016年5月末現在)

構成国	23カ国
構成銘柄数	837銘柄
時価総額	約389兆円



ベンチマークの推移

(2006年5月末～2016年5月末)



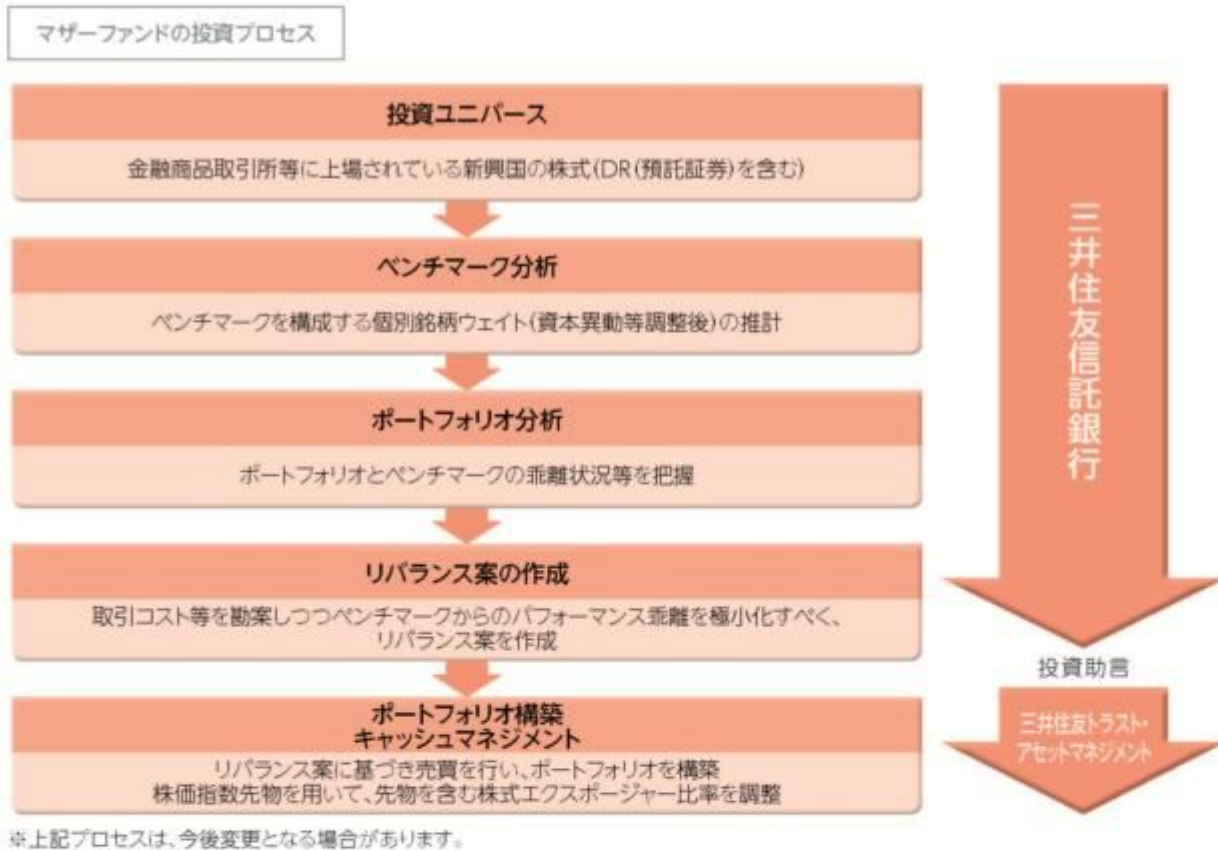
(出所)MSCI社のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は当該日の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

※地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%と異なる場合があります。

※「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※上記は過去のベンチマークデータをもとに作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。



分配方針

- 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式等への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

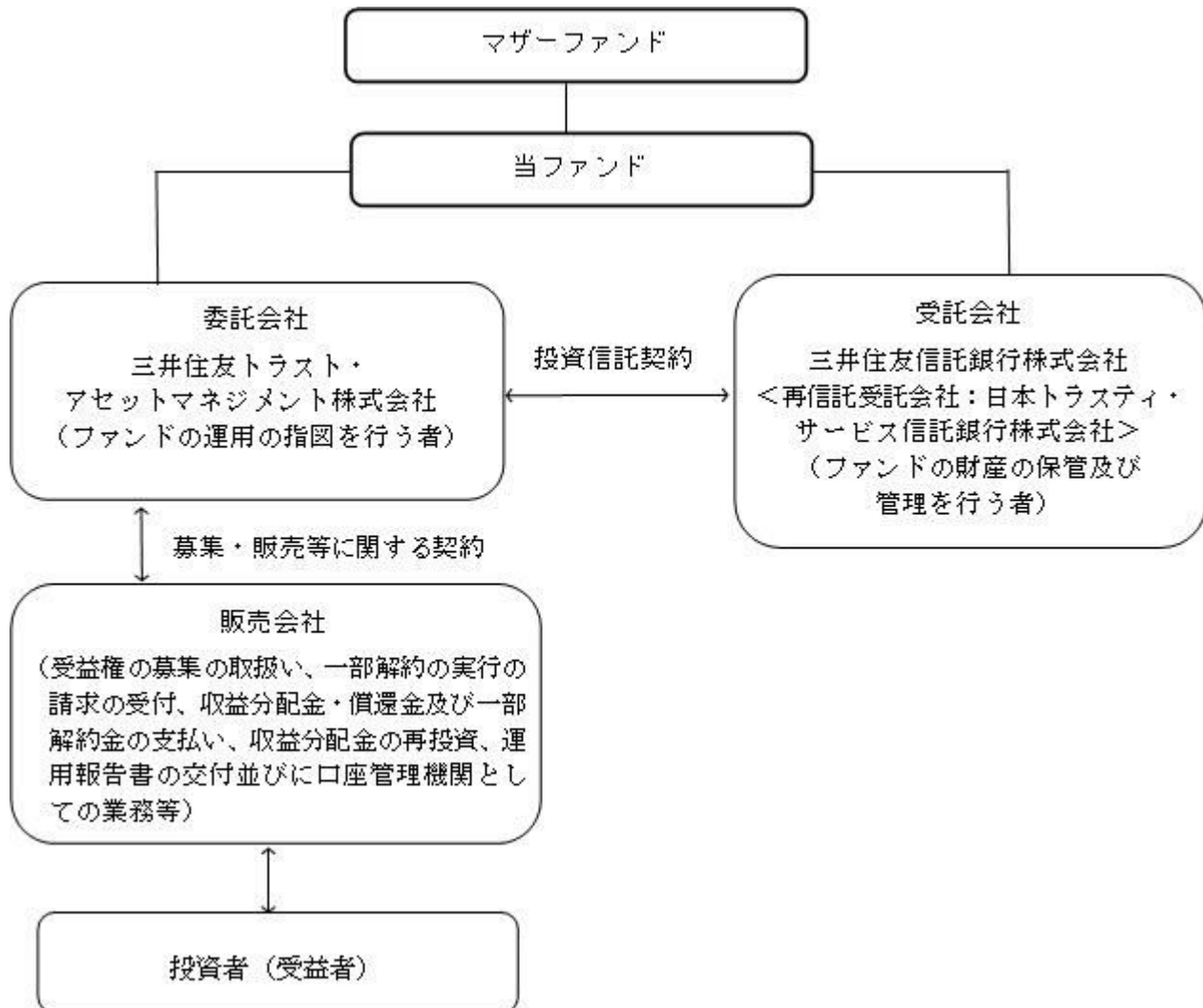
平成20年12月15日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成24年 4月 1日 本ファンドの名称を「STAM 新興国株式インデックス・オープン」から「SMT 新興国株式インデックス・オープン」に変更

本ファンドの主要投資対象である「住信 新興国株式インデックス マザーファンド」の名称を「新興国株式インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況（平成28年 5月31日現在）

イ．資本金の額：3億円

ロ．委託会社の沿革

- 昭和61年11月1日： 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
 昭和62年2月20日： 投資顧問業の登録
 昭和62年9月9日： 投資一任契約に係る業務の認可
 平成2年10月1日： 住信投資顧問株式会社に商号変更
 平成11年2月15日： 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成11年3月25日： 証券投資信託委託業の認可
 平成19年9月30日： 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
 平成24年4月1日： 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、主として「新興国株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

（ロ）運用方法

投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）およびMSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券等に直接投資することがあります。

投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)株式（DR（預託証券）を含みます。）の実質組入比率は、原則として、高位を維持します。
- 3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- 4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を主としてマザーファンド受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資す

ることを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(八) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

- (二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記(八)第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「新興国株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券))を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券))を含みます。)を主要投資対象とします。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

(2)投資態度

主として、取引所に上場されている新興国の株式(DR(預託証券))を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの騰落率に償還価格が概ね連動する債券を活用することがあります。

株式(DR(預託証券))を含みます。)の組入比率は、原則として、高位を維持します。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

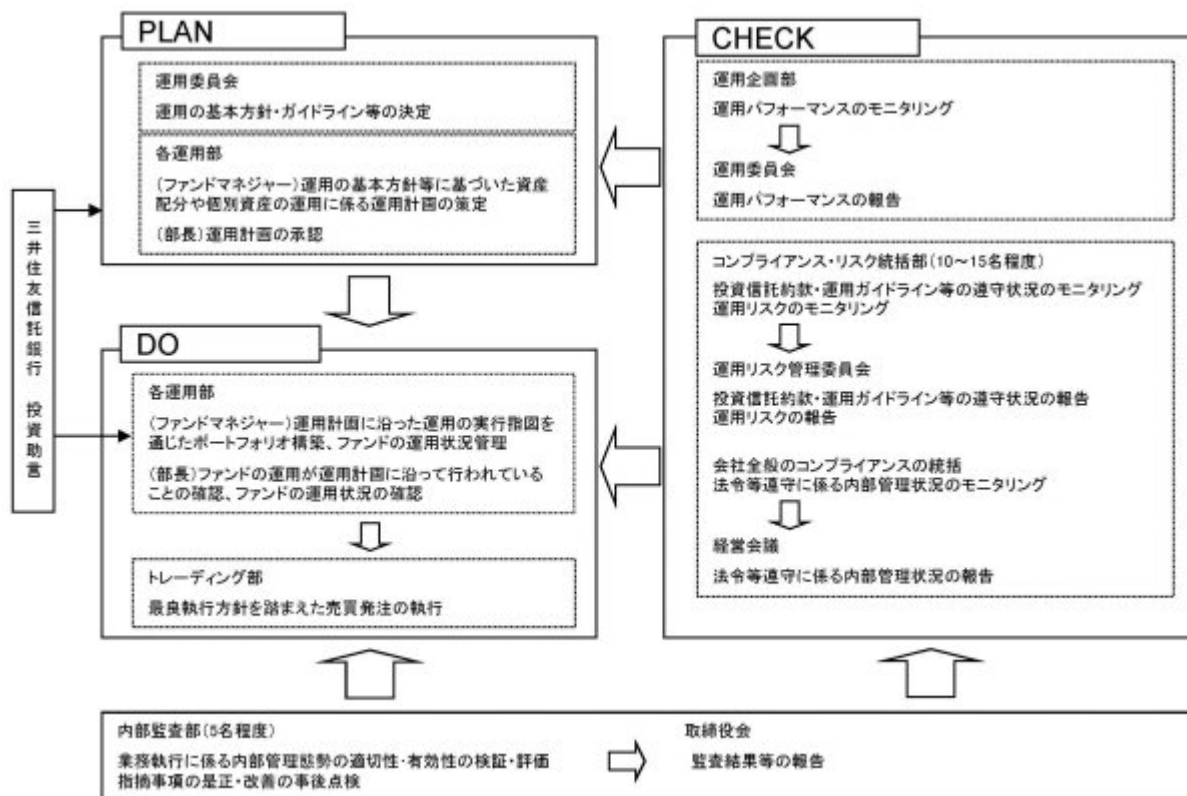
投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

- ・年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

<約款に定める投資制限>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第20条）

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社

が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。（投資信託約款第21条）

委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第22条）

委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。（投資信託約款第23条）

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第24条）

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第26条）

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金

の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第32条）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

前記 から における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記 から に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記 、 および における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

< 関連法令に基づく投資制限 >

イ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（イ）ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（ロ）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



*2011年6月～2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)^{#1}

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)^{#2}

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)^{#3}

日本国債… NOMURA-BPI国債^{#4}

先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)^{#5}

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバース・シフアイト(円ベース)^{#6}

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

*1 TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

*2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

*3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

*4 NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の借入利率に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

*5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

*6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）（1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」（ 2 ）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（ 2 ）【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（ ）として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられません。

（ 3 ）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜 0.6%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.2484% （税抜 0.23%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.3348% （税抜 0.31%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.0648% （税抜 0.06%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（ 4 ）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（ ）、先物取引・オプション取引に要する費用（ ）、組入資産の保管に要する費用（ ）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ ）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されま
ず（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りで
す。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び
譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離
課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所

得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

- イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」についてをご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成28年 5月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、平成28年 5月31日現在の状況について記載してあります。

【SMT 新興国株式インデックス・オープン】

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
-------	------	---------	---------

親投資信託受益証券	日本	11,863,619,066	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		665,192	0.01
合計(純資産総額)		11,864,284,258	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	新興国株式インデックス マザーファンド	5,828,642,560	1.9689	11,476,098,372	2.0354	11,863,619,066	99.99

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(平成21年11月10日)	4,128,198,217	4,128,198,217	17,024	17,024
第2期計算期間末	(平成22年 5月10日)	4,748,303,165	4,748,303,165	16,829	16,829
第3期計算期間末	(平成22年11月10日)	6,551,801,080	6,551,801,080	18,708	18,708

第4期計算期間末	(平成23年 5月10日)	7,157,852,179	7,157,852,179	18,687	18,687
第5期計算期間末	(平成23年11月10日)	7,275,101,795	7,275,101,795	15,234	15,234
第6期計算期間末	(平成24年 5月10日)	8,214,623,605	8,214,623,605	15,677	15,677
第7期計算期間末	(平成24年11月12日)	9,256,071,870	9,256,071,870	16,122	16,122
第8期計算期間末	(平成25年 5月10日)	11,895,996,616	11,906,848,792	21,924	21,944
第9期計算期間末	(平成25年11月11日)	10,782,924,063	10,782,924,063	20,543	20,543
第10期計算期間末	(平成26年 5月12日)	10,736,953,104	10,736,953,104	21,541	21,541
第11期計算期間末	(平成26年11月10日)	12,793,106,299	12,803,791,515	23,945	23,965
第12期計算期間末	(平成27年 5月11日)	14,644,119,402	14,644,119,402	26,339	26,339
第13期計算期間末	(平成27年11月10日)	12,789,280,241	12,789,280,241	22,392	22,392
第14期計算期間末	(平成28年 5月10日)	11,391,055,016	11,391,055,016	18,801	18,801
	平成27年 5月末日	14,901,789,002		26,576	
	6月末日	14,077,139,265		25,129	
	7月末日	13,305,630,170		23,804	
	8月末日	11,861,865,712		21,293	
	9月末日	11,300,506,641		20,080	
	10月末日	12,574,449,881		22,068	
	11月末日	12,481,532,621		21,798	
	12月末日	12,014,582,707		20,805	
	平成28年 1月末日	11,072,184,144		18,887	
	2月末日	10,746,485,090		18,164	
	3月末日	12,187,934,917		20,373	
	4月末日	12,136,708,087		20,104	
	5月末日	11,864,284,258		19,429	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成20年12月15日～平成21年11月10日	0
第2期計算期間	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	0
第3期計算期間	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	0
第4期計算期間	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	0
第5期計算期間	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	0
第6期計算期間	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	0
第7期計算期間	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	0
第8期計算期間	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	20
第9期計算期間	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	0
第10期計算期間	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	0
第11期計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	20
第12期計算期間	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	0
第13期計算期間	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	0

第14期計算期間	平成27年11月11日～平成28年 5月10日	0
----------	-------------------------	---

【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	平成20年12月15日～平成21年11月10日	70.2
第2期計算期間	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	1.1
第3期計算期間	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	11.2
第4期計算期間	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	0.1
第5期計算期間	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	18.5
第6期計算期間	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	2.9
第7期計算期間	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	2.8
第8期計算期間	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	36.1
第9期計算期間	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	6.3
第10期計算期間	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	4.9
第11期計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	11.3
第12期計算期間	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	10.0
第13期計算期間	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	15.0
第14期計算期間	平成27年11月11日～平成28年 5月10日	16.0

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	平成20年12月15日～平成21年11月10日	3,380,011,009	955,018,766	2,424,992,243
第2期計算期間	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	1,672,255,334	1,275,680,593	2,821,566,984
第3期計算期間	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	1,406,964,451	726,357,643	3,502,173,792
第4期計算期間	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	1,250,844,784	922,586,594	3,830,431,982
第5期計算期間	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	1,531,265,046	586,142,032	4,775,554,996
第6期計算期間	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	1,063,307,917	598,835,690	5,240,027,223
第7期計算期間	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	990,027,611	488,928,927	5,741,125,907
第8期計算期間	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	1,149,656,709	1,464,694,491	5,426,088,125
第9期計算期間	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	996,081,072	1,173,201,911	5,248,967,286
第10期計算期間	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	931,871,356	1,196,422,497	4,984,416,145
第11期計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	899,331,747	541,139,584	5,342,608,308
第12期計算期間	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	804,004,688	586,761,260	5,559,851,736
第13期計算期間	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	769,853,242	618,170,187	5,711,534,791
第14期計算期間	平成27年11月11日～平成28年 5月10日	727,359,125	380,144,487	6,058,749,429

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

新興国株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	3,739,401,348	14.26
	台湾	3,084,105,168	11.76
	中国	2,701,407,124	10.30
	インド	2,261,733,878	8.63
	ケイマン	2,111,730,474	8.05
	南アフリカ	1,584,523,545	6.04
	ブラジル	1,572,791,405	6.00
	香港	1,100,786,032	4.20
	メキシコ	1,051,929,141	4.01
	ロシア	1,009,110,719	3.85
	マレーシア	783,621,362	2.99
	インドネシア	647,642,546	2.47
	タイ	614,642,333	2.34
	フィリピン	384,848,980	1.47
	トルコ	361,119,451	1.38
	ポーランド	335,904,796	1.28
	チリ	316,593,774	1.21
	バミューダ	252,636,578	0.96
	アラブ首長国連邦	233,212,235	0.89
	カタール	218,137,472	0.83
	コロンビア	134,039,097	0.51
	オランダ	116,755,992	0.45
	ハンガリー	80,530,631	0.31
	チェコ	70,766,721	0.27
	エジプト	44,377,222	0.17
	アメリカ	27,147,635	0.10
	マルタ共和国	23,391,616	0.09
ペルー	17,880,599	0.07	
マン島	14,412,395	0.05	
	小計	24,895,180,269	94.96
投資信託受益証券	ブラジル	52,240,036	0.20
投資証券	南アフリカ	80,446,591	0.31
	メキシコ	33,751,294	0.13

	トルコ	13,798,101	0.05
	小計	127,995,986	0.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,141,909,244	4.36
合計（純資産総額）		26,217,325,535	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,125,264,420	4.29

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		17,395,383	0.07
	売建		766,972	0.00

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	361,200	2,177.11	786,372,424	2,426.17	876,333,326	3.34
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,563,389	485.19	758,551,220	533.79	834,537,048	3.18
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,520	123,934.21	808,051,066	119,424.00	778,644,480	2.97
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービス	389,500	1,289.98	502,449,771	1,256.64	489,461,280	1.87
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	27,657	14,657.09	405,371,289	15,955.70	441,287,066	1.68
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	5,314,620	78.52	417,332,686	70.97	377,187,085	1.44

ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	ソフトウェア・サービス	31,674	9,126.08	289,059,668	8,982.81	284,521,581	1.09
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	4,654,515	68.32	318,028,444	58.54	272,512,544	1.04
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	117,097	1,879.11	220,038,894	2,104.21	246,397,381	0.94
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	895,829	289.59	259,428,007	270.30	242,142,579	0.92
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	4,978,200	50.22	250,015,603	45.12	224,640,279	0.86
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	399,588	461.14	184,268,808	496.01	198,200,738	0.76
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	95,319	1,962.22	187,037,295	2,048.35	195,247,341	0.74
ケイマン	株式	BAIDU INC - SPON ADR	ソフトウェア・サービス	8,646	23,153.36	200,184,020	20,525.00	177,459,231	0.68
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	189,529	851.16	161,320,842	922.77	174,893,381	0.67
ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	291,100	579.10	168,577,410	594.99	173,201,735	0.66
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	178,167	684.79	122,008,749	940.43	167,555,084	0.64
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	330,000	637.69	210,439,054	484.09	159,750,360	0.61
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	1,155,000	123.54	142,699,647	132.23	152,728,884	0.58
ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	33,685	4,309.02	145,149,645	4,517.47	152,171,206	0.58
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	電気通信サービス	1,953,040	79.10	154,491,205	69.17	135,101,737	0.52
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	178,728	610.24	109,067,101	745.67	133,273,895	0.51
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	30,202	4,090.78	123,549,770	4,376.42	132,176,758	0.50
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,323	104,736.52	138,566,424	97,685.09	129,237,387	0.49
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車部品	10,030	15,192.90	152,384,828	12,735.44	127,736,563	0.49
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	79,350	1,594.55	126,527,768	1,608.04	127,598,133	0.49
南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	36,846	3,128.98	115,290,453	3,423.60	126,146,334	0.48
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	1,599,400	75.64	120,985,331	76.39	122,190,961	0.47
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	496,000	384.70	190,814,755	243.61	120,833,933	0.46
韓国	株式	NAVER CORP	ソフトウェア・サービス	1,807	59,544.08	107,596,154	66,243.00	119,701,101	0.46

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	7.49
		素材	6.39
		資本財	4.47
		商業・専門サービス	0.12

運輸	1.57
自動車・自動車部品	3.30
耐久消費財・アパレル	1.45
消費者サービス	0.80
メディア	2.47
小売	1.53
食品・生活必需品小売り	1.61
食品・飲料・タバコ	4.50
家庭用品・パーソナル用品	1.56
ヘルスケア機器・サービス	0.68
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.96
銀行	16.86
各種金融	3.05
保険	3.51
不動産	2.23
ソフトウェア・サービス	8.47
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.70
電気通信サービス	6.40
公益事業	3.11
半導体・半導体製造装置	4.71
小計	94.96
投資信託受益証券	0.20
投資証券	0.49
合計	95.64

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI EMERG M	買建	252	アメリカドル	10,334,814	1,146,544,265	10,143,000	1,125,264,420	4.29

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	156,814.07	17,365,857	17,395,383	0.07
	ブラジルレアル	売建	24,685.33	756,357	766,972	0.00

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

参考情報

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2008年12月15日
作成基準日：2016年5月31日

基準価額・純資産の推移



基準価額	19,429円
純資産総額	118.64億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:40円

決算期	2014年5月	2014年11月	2015年5月	2015年11月	2016年5月
分配金	0円	20円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン島	株式	ソフトウェア・サービス	3.3%
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	半導体・半導体製造装置	3.2%
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.0%
CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	香港	株式	電気通信サービス	1.9%
NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	株式	メディア	1.7%
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	銀行	1.4%
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	ケイマン島	株式	ソフトウェア・サービス	1.1%
IND&COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	銀行	1.0%
INFOSYS LTD	インド	株式	ソフトウェア・サービス	0.9%
HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.9%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2008年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2016年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2007年は、ファンドのベンチマークである「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」の年間収益率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 申込手続 >

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

< 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（ ）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込価額 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

< 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

< 受付不可日 >

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

香港の銀行の休業日

< 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

< 一部解約手続 >

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

< 一部解約の受付 >

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

< 一部解約単位 >

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 解約価額 >

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

< 一部解約代金の支払い >

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

< 受付不可日 >

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けませんとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

香港の銀行の休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控

除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

< 主要な投資対象資産の評価方法 >

本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要な投資対象である株式の評価方法

原則として、取引所における計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（平成20年12月15日設定）

ただし、下記「(5)その他 < 投資信託契約の終了（償還）と手続き >」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

< 投資信託契約の終了（償還）と手続き >

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記< 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

< 運用報告書 >

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

< 関係法人との契約の更改手続き >

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

< 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

< 混蔵寄託 >

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名

義で混蔵寄託することができるものとします。

< 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に依りて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は
謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成27年11月11日から平成28年 5月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【SMT 新興国株式インデックス・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (平成27年11月10日現在)	第14期 (平成28年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	11,177,111
コール・ローン	55,671,477	37,117,183
親投資信託受益証券	12,788,617,111	11,390,389,151
未収入金	-	811,262
未収利息	89	-
流動資産合計	12,844,288,677	11,439,494,707
資産合計	12,844,288,677	11,439,494,707
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,890,522	10,668,311
未払受託者報酬	4,276,170	3,745,796
未払委託者報酬	38,485,456	33,712,084
未払利息	-	105
その他未払費用	356,288	313,395
流動負債合計	55,008,436	48,439,691
負債合計	55,008,436	48,439,691
純資産の部		
元本等		
元本	5,711,534,791	6,058,749,429
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,077,745,450	5,332,305,587
(分配準備積立金)	3,448,331,596	3,286,580,551
元本等合計	12,789,280,241	11,391,055,016
純資産合計	12,789,280,241	11,391,055,016
負債純資産合計	12,844,288,677	11,439,494,707

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期		第14期	
	自	平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日	自	平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日
営業収益				
受取利息		15,728		5,064
有価証券売買等損益		2,163,583,400		2,039,457,985
営業収益合計		2,163,567,672		2,039,452,921
営業費用				
支払利息		-		1,670
受託者報酬		4,276,170		3,745,796
委託者報酬		38,485,456		33,712,084
その他費用		356,288		313,395
営業費用合計		43,117,914		37,772,945
営業利益又は営業損失（ ）		2,206,685,586		2,077,225,866
経常利益又は経常損失（ ）		2,206,685,586		2,077,225,866
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,206,685,586		2,077,225,866
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		164,206,398		92,363,689
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		9,084,267,666		7,077,745,450
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,036,721,916		704,033,172
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,036,721,916		704,033,172
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,000,764,944		464,610,858
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,000,764,944		464,610,858
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,077,745,450		5,332,305,587

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第13期 (平成27年11月10日現在)	第14期 (平成28年 5月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	5,711,534,791口	6,058,749,429口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.2392円 (22,392円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.8801円 (18,801円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日			第14期 自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	174,069,923円	費用控除後の配当等収益額	A	53,622,445円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	4,113,078,509円	収益調整金額	C	4,791,850,477円
分配準備積立金額	D	3,274,261,673円	分配準備積立金額	D	3,232,958,106円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,561,410,105円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,078,431,028円
当ファンドの期末残存口数	F	5,711,534,791口	当ファンドの期末残存口数	F	6,058,749,429口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	13,238円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	13,333円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第14期 自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第14期 (平成28年 5月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第13期	第14期
	自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日	自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,559,851,736円	5,711,534,791円
期中追加設定元本額	769,853,242円	727,359,125円
期中一部解約元本額	618,170,187円	380,144,487円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期 (平成27年11月10日現在)	第14期 (平成28年 5月10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	2,108,282,113	2,025,097,966
合計	2,108,282,113	2,025,097,966

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
----	----	------	--------	----

親投資信託受益証券	新興国株式インデックス マザーファンド	5,785,153,716	11,390,389,151	
合計		5,785,153,716	11,390,389,151	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

新興国株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	平成28年 5月10日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	721,624,574
金銭信託	16,193,536
コール・ローン	53,775,832
株式	23,916,206,250
投資信託受益証券	52,497,938
投資証券	130,977,301
派生商品評価勘定	570,000
未収入金	360,324
未収配当金	24,154,659
前払金	46,634,004
差入委託証拠金	116,779,127
流動資産合計	25,079,773,545
資産合計	25,079,773,545
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	46,634,004
未払金	11,063
未払解約金	5,732,824
未払利息	152
その他未払費用	1,094
流動負債合計	52,379,137
負債合計	52,379,137
純資産の部	
元本等	
元本	12,711,043,630
剰余金	
剰余金又は欠損金()	12,316,350,778

	平成28年 5月10日現在
項目	金額（円）
元本等合計	25,027,394,408
純資産合計	25,027,394,408
負債純資産合計	25,079,773,545

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成28年 5月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>

平成28年 5月10日現在	
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 5月10日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	12,711,043,630口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9689円 (1万口当たり純資産額) (19,689円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

平成28年 5月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

	平成28年 5月10日現在
2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。</p> <p>内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。</p>

2.金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 5月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	平成28年 5月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年11月11日
期首元本額	10,958,554,130円
期中追加設定元本額	1,870,690,368円
期中一部解約元本額	118,200,868円
期末元本額	12,711,043,630円
期末元本額の内訳	
SMT 新興国株式インデックス・オープン	5,785,153,716円
世界経済インデックスファンド	1,523,009,869円
DC 新興国株式インデックス・オープン	2,601,358,832円
DC 世界経済インデックスファンド	1,933,772,768円
新興国株式インデックス・オープン（SMA専用）	16,499,411円
DC 世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	117,195,747円
DC 世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	162,647,205円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	379,612,993円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	21,476,641円
新興国株式インデックス・オープン	15,883,083円
SMT インデックスバランス・オープン	154,433,365円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成28年 5月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	984,883,832

投資信託受益証券	685,660
投資証券	3,726,831
合計	981,842,661

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「新興国株式インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(平成28年 5月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	966,214,825	-	919,580,821	46,634,004
	合計	966,214,825	-	919,580,821	46,634,004

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(平成28年 5月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	61,246,500	-	61,816,500	570,000
	アメリカドル	61,246,500	-	61,816,500	570,000
	合計	61,246,500	-	61,816,500	570,000

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	GAZPROM OAO-SPON ADR	399,588	4.74	1,894,846.29	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	33,685	39.61	1,334,431.27	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	6,233	94.25	587,460.25	
	ROSNEFT OJSC-GDR	81,895	4.92	403,332.87	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	81,414	4.80	390,787.20	
	TATNEFT-SPONSORED ADR	16,303	28.98	472,460.94	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	16,930	9.21	155,925.30	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	40,146	13.28	533,138.88	
	SEVERSTAL - GDR REG S	15,540	10.65	165,501.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	9,196	27.52	253,073.92	
	DP WORLD LTD	10,914	18.38	200,599.32	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	5,615	39.38	221,118.70	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	1,460	54.12	79,015.20	
	CTIP.COM INTERNATIONAL-ADR	7,952	43.29	344,242.08	
	JD.COM INC-ADR	11,710	23.43	274,365.30	
	QUNAR CAYMAN ISLANDS LTD-ADR	1,562	37.30	58,262.60	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	10,631	12.63	134,269.53	
	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	17,170	33.75	579,487.50	
	COMMERCIAL INTL BANK-SP GDR	79,426	3.65	289,904.90	
	CREDICORP LTD	4,266	137.62	587,086.92	
	SBERBANK-SPONSORED ADR	178,167	7.58	1,351,218.52	
	VTB BANK PJSC -GDR-REG S	200,292	2.00	400,584.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	25,200	3.33	84,067.20	
	58.COM INC-ADR	2,035	50.48	102,726.80	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	31,674	79.41	2,515,232.34	
	BAIDU INC - SPON ADR	8,646	169.49	1,465,410.54	
	NETEASE INC-ADR	2,549	138.96	354,209.04	
	QIHOO 360 TECHNOLOGY CO-ADR	3,550	65.11	231,140.50	
	SOUFUN HOLDINGS LTD-ADR	8,433	5.87	49,501.71	
	YY INC-ADR	1,029	48.80	50,215.20	
GLOBAL TELECOM HOLDING-GDR REG S	38,757	1.59	61,623.63		
MEGAFON-PJSC	10,762	10.95	117,843.90		
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	40,335	8.91	359,384.85		
ROSTELECOM-SPONSORED ADR	12,444	8.30	103,285.20		
RUSHYDRO PJSC-ADR	85,721	0.93	80,149.13		
	アメリカドル 小計	1,501,230		16,285,902.53 (1,766,368,988)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-SPONS	922,463	12.20	11,254,048.60	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	258,992	40.55	10,502,125.60	

INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,925	275.32	2,732,551.00	
MEXICHEM SAB DE CV-*	94,490	41.99	3,967,635.10	
ALFA S.A.B.-A	175,000	32.15	5,626,250.00	
GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	37,500	77.37	2,901,375.00	
GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	9,900	273.14	2,704,086.00	
GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B	17,480	172.66	3,018,096.80	
OHL MEXICO SAB DE CV	37,600	25.41	955,416.00	
PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	16,980	217.60	3,694,848.00	
GRUPO TELEVISIA SAB-SER CPO	168,890	96.84	16,355,307.60	
EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	10,900	185.23	2,019,007.00	
GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	19,600	47.21	925,316.00	
WALMART DE MEXICO-SER V	301,980	43.40	13,105,932.00	
ARCA CONTINENTAL SAB DE CV-NOM	23,075	120.21	2,773,845.75	
COCA-COLA FEMSA SAB-SER	29,500	148.91	4,392,845.00	
FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	112,040	161.20	18,060,848.00	
GRUMA S.A.B.-B	14,210	266.10	3,781,281.00	
GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	130,400	54.34	7,085,936.00	
GRUPO LALA SAB DE CV	35,800	46.49	1,664,342.00	
KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	92,600	41.65	3,856,790.00	
GRUPO FIN SANTANDER-B	151,800	32.07	4,868,226.00	
GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	167,600	96.78	16,220,328.00	
GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	150,500	32.33	4,865,665.00	
GENEREA SAB DE CV	77,100	34.32	2,646,072.00	
AMERICA MOVIL-SAB DE C-SER L	1,953,040	11.62	22,694,324.80	
メキシコペソ 小計	5,019,365		172,672,498.25 (1,029,128,089)	
ブラジルリアル				
COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	13,400	31.08	416,472.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS	194,800	12.07	2,351,236.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	244,140	9.48	2,314,447.20	
ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	23,700	71.70	1,699,290.00	
BRASKEM SA-PREF A	8,900	21.58	192,062.00	
CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	60,400	10.02	605,208.00	
DURATEX SA	21,672	7.23	156,688.56	
FIBRIA CELULOSE SA	13,900	30.06	417,834.00	
GERDAU SA-PREF	43,200	6.90	298,080.00	
SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	18,500	14.27	263,995.00	
VALE SA	86,700	15.23	1,320,441.00	
VALE SA-PREF A	112,215	12.35	1,385,855.25	
EMBRAER SA	41,400	19.43	804,402.00	
WEG SA	31,440	15.13	475,687.20	
CCR SA	61,900	15.87	982,353.00	
LOCALIZA RENT A CAR	10,890	34.75	378,427.50	

ESTACIO PARTICIPACOES SA	13,800	11.30	155,940.00
KROTON EDUCATIONAL SA	101,484	11.95	1,212,733.80
B2W CIA DIGITAL	6,700	11.00	73,700.00
LOJAS AMERICANAS SA	10,800	9.73	105,084.00
LOJAS AMERICANAS SA-PREF	38,216	13.51	516,298.16
LOJAS RENNER S.A.	42,700	20.51	875,777.00
CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	10,800	47.84	516,672.00
RAIA DROGASIL SA	12,900	54.42	702,018.00
AMBEV SA	291,100	18.89	5,498,879.00
BRF SA	39,600	45.92	1,818,432.00
JBS SA	44,400	8.47	376,068.00
M DIAS BRANCO SA	2,100	87.15	183,015.00
HYPERMARCAS SA	21,600	30.16	651,456.00
NATURA COSMETICOS SA	10,700	23.92	255,944.00
ODONTOPREV S.A.	12,400	10.60	131,440.00
QUALICORP SA	8,300	14.25	118,275.00
BANCO BRADESCO S.A.	53,108	27.72	1,472,153.76
BANCO BRADESCO SA-PREF	178,728	25.53	4,562,925.84
BANCO DO BRASIL S.A.	63,500	20.25	1,285,875.00
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	189,529	30.59	5,797,692.11
ITAUSA- INVESTIMENTOS ITAU-PR	239,659	7.45	1,785,459.55
BM&FBOVESPA SA	105,200	16.52	1,737,904.00
CETIP SA-MERCADOS ORGANIZADO	11,405	41.95	478,439.75
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	45,000	27.65	1,244,250.00
PORTO SEGURO SA	7,300	25.50	186,150.00
BR MALLS PARTICIPACOES SA	29,120	12.13	353,225.60
MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	5,500	56.75	312,125.00
CIELO SA	62,308	33.80	2,106,010.40
TOTVS SA	7,300	29.27	213,671.00
TELEFONICA BRASIL S.A.	26,700	42.00	1,121,400.00
TIM PARTICIPACOES SA	41,200	7.10	292,520.00
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	17,700	13.20	233,640.00
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	10,300	14.15	145,745.00
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	35,892	6.01	215,710.92
CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	3,300	26.77	88,341.00
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	26,100	26.00	678,600.00
CPFL ENERGIA SA	16,044	19.24	308,686.56
EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	26,600	12.32	327,712.00
EDP-ENERGIAS DO BRASIL-RTS	7,295	1.00	7,295.00
EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	7,500	44.00	330,000.00
TRACTEBEL ENERGIA SA	5,700	37.00	210,900.00
	2,876,745		52,750,643.16

ブラジルリアル 小計				(1,626,829,835)
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	32,412	6,492.00	210,418,704.00
	EMPRESAS CMPC SA	84,280	1,465.30	123,495,484.00
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	7,260	13,683.00	99,338,580.00
	LATAM AIRLINES GROUP SA	22,107	4,438.70	98,126,340.90
	S.A.C.I. FALABELLA	51,520	4,944.90	254,761,248.00
	CENCOSUD SA	67,389	1,756.60	118,375,517.40
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	9,323	7,301.90	68,075,613.70
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	15,212	2,259.30	34,368,471.60
	BANCO DE CHILE	1,114,705	71.21	79,378,143.05
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	2,436	28,141.00	68,551,476.00
	BANCO SANTANDER CHILE	4,238,261	31.53	133,632,369.33
	ITAU CORPBANCA	15,284,724	5.78	88,360,989.44
	SONDA SA	34,296	1,304.80	44,749,420.80
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	6,094	5,871.70	35,782,139.80
	AES GENER SA	141,749	333.02	47,205,251.98
	AGUAS ANDINAS SA-A	163,248	393.23	64,194,011.04
	COLBUN SA	475,888	174.33	82,961,555.04
	EMPRESA NACIONAL DE ELECTRIC	216,099	627.67	135,638,859.33
	ENDESA AMERICAS SA	216,099	304.23	65,743,798.77
ENERSIS AMERICAS SA	1,030,498	111.76	115,168,456.48	
ENERSIS CHILE SA	1,030,498	81.48	83,964,977.04	
チリペソ 小計		24,244,098		2,052,291,407.70 (329,598,000)
コロンビアペソ	ECOPETROL SA	357,327	1,395.00	498,471,165.00
	CEMENTOS ARGOS SA	32,011	10,980.00	351,480,780.00
	GRUPO ARGOS SA	17,723	17,200.00	304,835,600.00
	BANCOLOMBIA SA-PREF	33,879	26,220.00	888,307,380.00
	GRUPO AVAL ACCIONES-PF	303,708	1,170.00	355,338,360.00
	CORP FINANCIERA COLOMBIANA	4,394	37,520.00	164,862,880.00
	GRUPO DE INV SURAMERICANA	14,552	36,900.00	536,968,800.00
	GRUPO DE INV SURAMERICANA-PF	4,705	36,300.00	170,791,500.00
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	48,669	8,500.00	413,686,500.00
コロンビアペソ 小計		816,968		3,684,742,965.00 (135,230,066)
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	7,408	67.65	501,151.20
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,755	4.56	532,402.80
	PETKIM PETROKIMYA HOLDING AS	48,013	4.14	198,773.82
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	31,657	4.70	148,787.90
	KOC HOLDING AS	38,796	13.13	509,391.48
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	36,454	3.60	131,234.40
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	9,836	16.04	157,769.44

	TURK HAVA YOLLARI AO	62,191	6.72	417,923.52
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	3,258	36.16	117,809.28
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	6,750	22.64	152,820.00
	ARCELIK AS	15,358	18.74	287,808.92
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	10,345	59.75	618,113.75
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	11,230	19.00	213,370.00
	COCA-COLA ICECEK AS	4,417	35.18	155,390.06
	ULKER BISKUVI SANAYI	9,626	21.50	206,959.00
	AKBANK T.A.S.	161,430	7.75	1,251,082.50
	TURKIYE GARANTI BANKASI	165,655	7.56	1,252,351.80
	TURKIYE HALK BANKASI	52,431	9.53	499,667.43
	TURKIYE IS BANKASI-C	111,169	4.40	489,143.60
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	51,943	4.42	229,588.06
	YAPI VE KREDI BANKASI	105,585	3.94	416,004.90
	HACI OMER SABANCI HOLDING	61,446	9.21	565,917.66
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	17,796	6.24	111,047.04
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	56,101	10.99	616,549.99
	トルコリラ 小計	1,195,650		9,781,058.55 (360,432,007)
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	1,455	4,600.00	6,693,000.00
	02 CZECH REPUBLIC AS	4,500	223.80	1,007,100.00
	CEZ AS	13,737	427.20	5,868,446.40
	チェココルナ 小計	19,692		13,568,546.40 (62,008,257)
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NY	2,292	16,510.00	37,840,920.00
	RICHTER GEDEON NYRT	8,459	5,470.00	46,270,730.00
	OTP BANK NYRT	16,953	7,060.00	119,688,180.00
	ハンガリーフォリント 小計	27,704		203,799,830.00 (79,726,493)
ポーランドズロ チ	GRUPA LOTOS SA	5,516	29.90	164,928.40
	POLSKI KONCERN NAFTOWY SA	21,535	66.65	1,435,307.75
	POLSKIE GORNICtwo NAFTOWE I	146,497	5.09	745,669.73
	GRUPA AZOTY SA	2,786	83.50	232,631.00
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	12,246	66.95	819,869.70
	SYNTHOS SA	33,750	4.01	135,337.50
	CCC SA	1,281	166.00	212,646.00
	LPP SA	67	5,440.00	364,480.00
	CYFROWY POLSAT SA	24,376	23.26	566,985.76
	EUROCASH SA	5,057	49.41	249,866.37
	ALIOR BANK SA	2,949	67.04	197,700.96
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	2,010	74.70	150,147.00
	BANK MILLENNIUM SA	33,017	4.76	157,160.92

	BANK PEKAO SA	7,896	155.90	1,230,986.40
	BANK ZACHODNI WBK SA	2,398	259.30	621,801.40
	M BANK SA	1,802	313.35	564,656.70
	PKO BANK POLSKI SA	49,889	24.29	1,211,803.81
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	40,673	34.25	1,393,050.25
	ORANGE POLSKA SA	55,658	5.84	325,042.72
	ENEA SA	12,967	11.23	145,619.41
	ENERGA SA	12,891	11.38	146,699.58
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	63,496	12.92	820,368.32
	TAURON POLSKA ENERGIA SA	57,033	2.85	162,544.05
	ポーランドズロチ 小計	595,790		12,055,303.73 (335,860,761)
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	229,000	3.19	730,510.00
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	104,000	6.06	630,240.00
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,599,400	5.19	8,300,886.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	210,500	12.16	2,559,680.00
	CNOOC LTD-R	1,155,000	8.94	10,325,700.00
	KUNLUN ENERGY COMPANY LIMITED	162,000	6.21	1,006,020.00
	PETROCHINA CO LTD-H	1,382,000	5.35	7,393,700.00
	YANZHOU COAL MINING CO-H	112,000	4.18	468,160.00
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	340,000	2.43	826,200.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	76,500	18.12	1,386,180.00
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	134,000	3.57	478,380.00
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	83,000	8.87	736,210.00
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	101,000	5.15	520,150.00
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	199,000	3.58	712,420.00
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	379,000	2.57	974,030.00
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	124,000	5.18	642,320.00
	BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED-R	39,000	37.65	1,468,350.00
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	312,000	8.82	2,751,840.00
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	85,500	14.48	1,238,040.00
	CHINA INTL MARINE CO-H	35,600	10.60	377,360.00
	CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO-H	109,500	9.16	1,003,020.00
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	300,000	5.73	1,719,000.00
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT-R	100,000	11.14	1,114,000.00
	CITIC LTD	288,000	11.08	3,191,040.00
	CRRG CORP LTD-H	315,050	7.21	2,271,510.50
	FOSUN INTERNATIONAL	126,000	10.12	1,275,120.00
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	35,000	12.20	427,000.00
	SHANGHAI ELECTRIC GRP CORP-H	168,000	3.19	535,920.00
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD-R	38,000	17.12	650,560.00
	SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	68,000	6.44	437,920.00

WEICHAI POWER CO LTD-H	54,400	8.64	470,016.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	39,500	41.55	1,641,225.00
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD-R	147,000	8.31	1,221,570.00
AIR CHINA LIMITED-H	118,000	5.84	689,120.00
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	108,000	8.14	879,120.00
CAR INC	40,000	8.25	330,000.00
CHINA COSCO HOLDONGS-H	160,500	2.74	439,770.00
CHINA MERCHANTS HLDGS INTL-R	55,513	21.75	1,207,407.75
CHINA SHIPPING CONTAINER-H	220,000	1.65	363,000.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	86,000	5.10	438,600.00
COSCO PACIFIC LIMITED-R	102,000	8.16	832,320.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	68,000	10.54	716,720.00
SINOTRANS LIMITED-H	91,000	3.12	283,920.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	88,000	7.76	682,880.00
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE-R	236,000	7.40	1,746,400.00
BYD CO LTD-H	37,000	41.85	1,548,450.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBIL-B	47,600	11.09	527,884.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	166,000	7.93	1,316,380.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	295,000	3.65	1,076,750.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	203,750	5.60	1,141,000.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	122,246	8.38	1,024,421.48
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	71,000	19.24	1,366,040.00
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	308,000	4.36	1,342,880.00
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	70,000	12.38	866,600.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	32,000	38.90	1,244,800.00
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	530,000	1.75	927,500.00
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	593,958	0.93	552,380.94
SUN ART RETAIL GROUP LTD	87,500	5.23	457,625.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS	435,000	2.87	1,248,450.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO-R	154,000	12.56	1,934,240.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	66,000	16.96	1,119,360.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	122,000	8.36	1,019,920.00
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	20,000	29.00	580,000.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	329,000	5.89	1,937,810.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	40,000	67.10	2,684,000.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	108,000	4.40	475,200.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	43,000	16.24	698,320.00
SINOPHARM GROUP CO-H	72,000	32.90	2,368,800.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	51,000	10.40	530,400.00
CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	298,000	6.60	1,966,800.00
LUYE PHARMA GROUP LTD	65,500	5.07	332,085.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	26,000	19.70	512,200.00

SINO BIOPHARMACEUTICAL	246,000	5.45	1,340,700.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,383,000	2.69	3,720,270.00
BANK OF CHINA LTD-H	4,978,200	3.02	15,034,164.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	609,475	4.68	2,852,343.00
CHINA CITIC BANK-H	503,200	4.62	2,324,784.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	5,314,620	4.74	25,191,298.80
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	223,000	3.34	744,820.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	296,423	16.46	4,879,122.58
CHINA MINSHENG BANKING-H	421,000	7.06	2,972,260.00
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	139,000	3.92	544,880.00
IND&COMM BK OF CHINA-H	4,654,515	3.96	18,431,879.40
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	525,000	2.46	1,291,500.00
CHINA EVERBRIGHT LTD-R	62,000	14.78	916,360.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	259,000	6.27	1,623,930.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	141,500	15.86	2,244,190.00
FAR EAST HORIZON LTD	141,000	6.09	858,690.00
GF SECURITIES CO LTD-H	105,600	16.54	1,746,624.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	203,600	12.12	2,467,632.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	105,400	15.24	1,606,296.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	496,000	16.94	8,402,240.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	176,800	25.20	4,455,360.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	101,824	14.98	1,525,323.52
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	48,800	24.35	1,188,280.00
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	566,000	2.96	1,675,360.00
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	272,859	13.44	3,667,224.96
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	330,000	34.45	11,368,500.00
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP	220,000	1.98	435,600.00
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD-R	255,040	22.65	5,776,656.00
CHINA RESOURCES LAND LTD-R	173,111	18.00	3,115,998.00
CHINA VANKE CO LTD-H	75,000	18.80	1,410,000.00
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	267,285	3.08	823,237.80
DALIAN WANDA COMMERCIAL PR-H	30,700	51.25	1,573,375.00
EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	295,000	5.63	1,660,850.00
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	68,800	10.10	694,880.00
LONGFOR PROPERTIES	73,000	10.26	748,980.00
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	65,500	10.60	694,300.00
SHUI ON LAND LTD	209,278	2.01	420,648.78
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS	187,591	3.33	624,678.03
SOHO CHINA LTD	113,000	3.71	419,230.00
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	190,000	4.96	942,400.00
YUEXIU PROPERTY COMPANY LTD	344,000	1.08	371,520.00
KINGSOFT CORP LTD	66,000	16.98	1,120,680.00

	TENCENT HOLDINGS LTD	331,200	155.10	51,369,120.00	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	96,000	13.82	1,326,720.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	51,000	54.65	2,787,150.00	
	LENOVO GROUP LTD	440,000	5.70	2,508,000.00	
	ZTE CORP-H	48,508	10.20	494,781.60	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION T	140,000	5.06	708,400.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	130,000	3.44	447,200.00	
	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	389,500	85.60	33,341,200.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	840,000	3.70	3,108,000.00	
	CHINA UNICOM (HONG KONG)LTD-R	374,000	8.81	3,294,940.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	358,000	4.79	1,714,820.00	
	CGN POWER CO LTD-H	490,000	2.39	1,171,100.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	136,000	10.54	1,433,440.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	253,000	5.08	1,285,240.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	208,000	3.35	696,800.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	52,000	21.20	1,102,400.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS-R	113,400	12.96	1,469,664.00	
	DATANG INTL POWER GENERATION CO.LTD. -H	158,000	2.09	330,220.00	
	ENN ENERGY HOLDINGDS LIMITED	56,000	37.75	2,114,000.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD-R	150,000	11.00	1,650,000.00	
	HUADIAN POWER INTL CORP-H	84,000	3.91	328,440.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	258,000	5.47	1,411,260.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP-H	306,000	2.20	673,200.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,035,000	1.15	1,190,250.00	
	HANERGY THIN FILM POWER GROUP LIMITED	650,000	1.95	1,270,750.00	
	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	1,214,000	0.60	728,400.00	
	香港ドル 小計	47,716,246		360,756,393.14 (5,039,766,812)	
マレーシアリン ギット	BUMI ARMADA BERHAD	307,400	0.77	238,235.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	15,300	23.00	351,900.00	
	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	282,600	1.60	452,160.00	
	LAFARGE MALAYAN BHD	26,100	8.50	221,850.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	174,900	6.11	1,068,639.00	
	DIALOG GROUP BHD	222,968	1.60	356,748.80	
	GAMUDA BHD	139,200	4.74	659,808.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED	38,200	7.68	293,376.00	
	IJM CORP BHD	198,100	3.49	691,369.00	
	SIME DARBY BERHAD	165,542	7.52	1,244,875.84	
	AIRASIA BHD	64,800	2.10	136,080.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	53,594	6.49	347,825.06	
	MISC BHD	56,540	7.25	409,915.00	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	124,900	4.18	522,082.00	

	UMW HOLDINGS BHD	34,000	6.24	212,160.00	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	31,541	3.07	96,830.87	
	GENTING BHD	148,900	8.41	1,252,249.00	
	GENTING MALAYSIA BERHAD	224,100	4.30	963,630.00	
	ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD	118,500	2.66	315,210.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	10,900	47.22	514,698.00	
	FELDA GLOBAL VENTURES	80,300	1.44	115,632.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	14,000	10.68	149,520.00	
	IOI CORPORATION BHD	179,640	4.16	747,302.40	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	28,600	22.92	655,512.00	
	PPB GROUP BERHAD	20,500	15.70	321,850.00	
	HARTELEGA HOLDINGS BHD	36,000	3.86	138,960.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	164,400	6.51	1,070,244.00	
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	70,600	4.10	289,460.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	130,200	4.45	579,390.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	319,351	4.69	1,497,756.19	
	HONG LEONG BANK BERHAD	26,192	13.28	347,829.76	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	14,933	14.78	220,709.74	
	MALAYAN BANKING BHD	301,995	8.76	2,645,476.20	
	PUBLIC BANK BHD-LOCAL MKT	148,320	19.06	2,826,979.20	
	RHB CAPITAL BHD	40,729	5.80	236,228.20	
	IOI PROPERTIES GROUP SDN BHD	123,060	2.41	296,574.60	
	AXIATA GROUP BERHAD	148,687	5.40	802,909.80	
	DIGI.COM BERHAD	203,600	4.40	895,840.00	
	MAXIS BHD	135,500	5.37	727,635.00	
	TELECOM MALAYSIA BHD	70,552	6.60	465,643.20	
	PETRONAS GAS BHD	44,600	20.90	932,140.00	
	TENAGA NATIONAL BHD	219,775	14.12	3,103,223.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	247,417	1.56	385,970.52	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	122,325	1.50	183,487.50	
	マレーシアリングット 小計	5,329,361		29,985,914.88	(803,022,800)
タイパーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	79,000	12.70	1,003,300.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	68,700	21.60	1,483,920.00	
	IRPC PCL - NVDR	572,800	4.84	2,772,352.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	76,200	73.75	5,619,750.00	
	PTT PCL-NVDR	66,400	299.00	19,853,600.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	48,000	62.00	2,976,000.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	212,400	28.75	6,106,500.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	148,734	59.50	8,849,673.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	11,300	490.00	5,537,000.00	
	SIAM CEMENT PUBLIC CO-FOR REG	18,700	494.00	9,237,800.00	

	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	23,100	396.00	9,147,600.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	367,500	9.10	3,344,250.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	107,910	37.75	4,073,602.50	
	BEC WORLD PUBLIC CO LTD-NVDR	56,100	24.90	1,396,890.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	231,635	8.15	1,887,825.25	
	CP ALL PCL-NVDR	299,900	47.00	14,095,300.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	266,800	25.00	6,670,000.00	
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	111,200	21.50	2,390,800.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	327,800	23.90	7,834,420.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	25,600	204.00	5,222,400.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	16,200	168.00	2,721,600.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	68,600	164.00	11,250,400.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	51,600	163.00	8,410,800.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	247,250	17.40	4,302,150.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	99,000	130.00	12,870,000.00	
	TMB BANK PUBLIC CORP-NVDR	1,336,500	2.22	2,967,030.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	74,800	55.00	4,114,000.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	32,300	70.50	2,277,150.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	70,900	151.00	10,705,900.00	
	TRUE CORP PCL-NVDR	607,709	7.45	4,527,432.05	
	GLOW ENERGY PCL - NVDR	29,600	85.50	2,530,800.00	
	タイパーツ 小計	5,754,238		186,180,244.80 (573,435,153)	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	114,690	64.30	7,374,567.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	139,100	14.36	1,997,476.00	
	DMCI HOLDINGS INC	345,450	11.70	4,041,765.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	132,060	78.40	10,353,504.00	
	SM INVESTMENTS CORP	8,677	913.00	7,922,101.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	8,510	63.00	536,130.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	25,450	226.80	5,772,060.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	63,380	204.40	12,954,872.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	52,420	90.95	4,767,599.00	
	BDO UNIBANK INC	114,901	99.50	11,432,649.50	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	41,152	78.00	3,209,856.00	
	AYALA CORPORATION	15,430	735.00	11,341,050.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	6,135	1,363.00	8,362,005.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	735,700	5.65	4,156,705.00	
	AYALA LAND INC	468,600	33.85	15,862,110.00	
	MEGAWORLD CORP	638,000	3.70	2,360,600.00	
	ROBINSONS LAND CO	93,000	26.70	2,483,100.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	467,450	22.65	10,587,742.50	
	GLOBE TELECOM INC	1,790	2,178.00	3,898,620.00	

	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	6,225	1,660.00	10,333,500.00	
	ABOITIZ POWER CORP	89,500	44.05	3,942,475.00	
	ENERGY DEVELOPMENT CORP	606,300	5.65	3,425,595.00	
	フィリピンベソ 小計	4,173,920		147,116,082.00 (338,366,988)	
インドネシアル ピア	ADARO ENERGY PT	800,500	695.00	556,347,500.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	105,300	18,825.00	1,982,272,500.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	234,600	9,275.00	2,175,915,000.00	
	AKR CORPORINDO TBK PT	140,200	6,050.00	848,210,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	128,900	13,750.00	1,772,375,000.00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	123,500	5,300.00	654,550,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,276,200	6,400.00	8,167,680,000.00	
	GLOBAL MEDIACOM TBK PT	473,000	1,065.00	503,745,000.00	
	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	175,700	2,150.00	377,755,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	292,400	3,240.00	947,376,000.00	
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	185,500	18,475.00	3,427,112,500.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	20,000	15,375.00	307,500,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	432,100	3,510.00	1,516,671,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	30,800	67,775.00	2,087,470,000.00	
	HM SAMPOERNA TBK PT	18,300	97,025.00	1,775,557,500.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	80,500	15,400.00	1,239,700,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	248,900	6,950.00	1,729,855,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	89,100	44,500.00	3,964,950,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	1,253,400	1,305.00	1,635,687,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA PT	752,900	13,125.00	9,881,812,500.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	196,500	2,930.00	575,745,000.00	
	BANK MANDIRI	565,298	9,300.00	5,257,271,400.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	471,600	4,490.00	2,117,484,000.00	
	PT BANK RAKYAT INDONESIA	732,500	10,025.00	7,343,312,500.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	683,400	1,730.00	1,182,282,000.00	
	LIPPO KARAWACI TBK PT	1,213,000	975.00	1,182,675,000.00	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	453,200	1,375.00	623,150,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA	3,135,800	3,610.00	11,320,238,000.00	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	133,400	5,975.00	797,065,000.00	
XL AXIATA TBK PT	172,500	3,480.00	600,300,000.00		
PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	791,500	2,340.00	1,852,110,000.00		
	インドネシアルピア 小計	15,410,498		78,404,174,400.00 (642,914,230)	
韓国ウォン	GS HOLDINGS CORP	4,192	52,900.00	221,756,800.00	
	S-OIL CORPORATION	3,401	81,700.00	277,861,700.00	
	SK INNOVATION CO LTD	4,435	146,500.00	649,727,500.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	6,389	23,800.00	152,058,200.00	

HYOSUNG CORPORATION	1,409	118,000.00	166,262,000.00
HYUNDAI STEEL CO	6,267	55,300.00	346,565,100.00
KOREA ZINC CO LTD	484	505,000.00	244,420,000.00
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,051	64,000.00	67,264,000.00
LG CHEM LTD	2,918	278,000.00	811,204,000.00
LG CHEM LTD-PREFERENCE	479	194,500.00	93,165,500.00
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,110	283,000.00	314,130,000.00
OCI COMPANY LTD	1,127	112,000.00	126,224,000.00
POSCO	4,445	208,500.00	926,782,500.00
CJ CORP	822	223,000.00	183,306,000.00
DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	1,571	80,800.00	126,936,800.00
DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	8,270	5,800.00	47,966,000.00
DOOSAN CORP	423	99,500.00	42,088,500.00
DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	3,342	23,600.00	78,871,200.00
GS ENGINEERING & CONSTRUCT	3,398	29,400.00	99,901,200.00
HANWHA CORPORATION	2,825	36,500.00	103,112,500.00
HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	3,777	45,600.00	172,231,200.00
HYUNDAI ENGINEERING & CONST	6,354	35,350.00	224,613,900.00
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	2,694	101,500.00	273,441,000.00
KCC CORP	326	408,000.00	133,008,000.00
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,722	65,500.00	243,791,000.00
LG CORP	5,640	65,800.00	371,112,000.00
POSCO DAEWOO CORP	1,548	22,400.00	34,675,200.00
SAMSUNG C&T CORP	4,559	126,000.00	574,434,000.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	7,429	9,390.00	69,758,310.00
SK HOLDINGS CO LTD	2,110	212,000.00	447,320,000.00
SK NETWORKS CO LTD	2,484	5,860.00	14,556,240.00
KEPCO PLANT SERVICE & ENGINE	941	71,700.00	67,469,700.00
S-1 CORPORATION	960	101,500.00	97,440,000.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	952	184,500.00	175,644,000.00
KOREA EXPRESS CO LTD	324	208,000.00	67,392,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	1,921	28,600.00	54,940,600.00
HANKOOK TIRE CO LTD	4,770	51,800.00	247,086,000.00
HANON SYSTEMS	10,825	9,980.00	108,033,500.00
HYUNDAI MOBIS	4,319	254,500.00	1,099,185,500.00
HYUNDAI MOTOR CO	10,030	135,500.00	1,359,065,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	2,900	95,200.00	276,080,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	1,250	93,800.00	117,250,000.00
HYUNDAI WIA CORP	685	94,200.00	64,527,000.00
KIA MOTORS CORPORATION	17,258	46,200.00	797,319,600.00
COWAY CO.,LTD.	3,051	104,500.00	318,829,500.00
HANSSEM CO LTD	615	179,500.00	110,392,500.00

LG ELECTRONICS INC	6,703	56,100.00	376,038,300.00
KANGWON LAND INC	8,683	44,600.00	387,261,800.00
PARADISE CO LTD	1,876	18,200.00	34,143,200.00
CHEIL COMMUNICATIONS INC	5,070	16,950.00	85,936,500.00
CJ E&M CORP	1,055	72,900.00	76,909,500.00
HOTEL SHILLA CO LTD	2,152	70,000.00	150,640,000.00
HYUNDAI DEPT STORE CO	1,222	140,000.00	171,080,000.00
LOTTE SHOPPING CO	710	235,500.00	167,205,000.00
SHINSEGAE CO LTD	417	207,000.00	86,319,000.00
BGF RETAIL CO LTD	371	194,500.00	72,159,500.00
DONGSUH COMPANIES INC	1,521	32,850.00	49,964,850.00
EMART	1,193	185,500.00	221,301,500.00
GS RETAIL CO LTD	1,311	55,400.00	72,629,400.00
CJ CHEILJEDANG CORP	503	380,000.00	191,140,000.00
KT&G CORP	6,762	132,000.00	892,584,000.00
LOTTE CHILSUNG BEVERAGE CO	31	2,020,000.00	62,620,000.00
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	45	2,498,000.00	112,410,000.00
ORION CORP	206	970,000.00	199,820,000.00
OTTOGI CORPORATION	68	899,000.00	61,132,000.00
AMOREPACIFIC CORP	2,062	431,000.00	888,722,000.00
AMOREPACIFIC CORP-PREF	710	241,500.00	171,465,000.00
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	610	1,047,000.00	638,670,000.00
PACIFIC CORP	1,561	174,500.00	272,394,500.00
CELLTRION INC	4,351	98,200.00	427,268,200.00
HANMI PHARM CO LTD	342	574,000.00	196,308,000.00
HANMI SCIENCE CO LTD	565	136,500.00	77,122,500.00
YUHAN CORPORATION	545	288,500.00	157,232,500.00
BNK FINANCIAL GROUP INC	23,626	8,620.00	203,656,120.00
DGB FINANCIAL GROUP INC	12,276	8,760.00	107,537,760.00
HANA FINANCIAL GROUP	19,070	24,100.00	459,587,000.00
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	18,046	11,450.00	206,626,700.00
KB FINANCIAL GROUP INC	24,912	33,450.00	833,306,400.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	27,104	39,550.00	1,071,963,200.00
WOORI BANK	20,802	10,200.00	212,180,400.00
DAEWOO SECURITIES CO LTD	11,786	7,690.00	90,634,340.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,255	41,750.00	94,146,250.00
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	3,856	22,200.00	85,603,200.00
NH INVESTMENT & SECURITIES C	11,298	9,370.00	105,862,260.00
SAMSUNG CARD CO	1,899	38,600.00	73,301,400.00
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	5,091	36,700.00	186,839,700.00
DONGBU INSURANCE CO LTD	2,739	67,900.00	185,978,100.00
HANWHA LIFE INSURANCE	12,220	6,470.00	79,063,400.00

	HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	4,318	32,200.00	139,039,600.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	2,395	296,500.00	710,117,500.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	5,428	107,000.00	580,796,000.00	
	KAKAO CORP	1,728	101,700.00	175,737,600.00	
	NAVER CORP	1,807	700,000.00	1,264,900,000.00	
	NCSOFT CORPORATION	1,174	233,000.00	273,542,000.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	2,320	173,000.00	401,360,000.00	
	LG DISPLAY CO LTD	15,287	23,900.00	365,359,300.00	
	LG INNOTEK CO LTD	857	71,000.00	60,847,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,895	49,700.00	143,881,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	7,027	1,299,000.00	9,128,073,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	1,323	1,087,000.00	1,438,101,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	3,866	116,500.00	450,389,000.00	
	KT CORP	3,800	31,850.00	121,030,000.00	
	LG UPLUS CORP	12,570	11,200.00	140,784,000.00	
	SK TELECOM	1,220	210,000.00	256,200,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	16,870	62,800.00	1,059,436,000.00	
	KOREA GAS CORPORATION	1,432	41,550.00	59,499,600.00	
	SK HYNIX INC	37,370	25,750.00	962,277,500.00	
	韓国ウォン 小計	531,114		40,627,333,330.00 (3,758,028,333)	
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	68,240	90.60	6,182,544.00	
	ASIA CEMENT CORP	132,176	26.80	3,542,316.80	
	CHINA STEEL	765,261	20.80	15,917,428.80	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	200,061	80.30	16,064,898.30	
	FORMOSA PLASTICS CORP	278,824	77.60	21,636,742.40	
	NAN YA PLASTICS CORP	309,752	61.50	19,049,748.00	
	TAIWAN CEMENT	195,929	30.00	5,877,870.00	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	34,000	41.70	1,417,800.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	189,028	23.10	4,366,546.80	
	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	12,514	138.00	1,726,932.00	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	111,000	25.10	2,786,100.00	
	CHINA AIRLINES LTD	140,203	10.25	1,437,080.75	
	EVA AIRWAYS CORP	133,085	14.95	1,989,620.75	
	EVERGREEN MARINE	107,563	11.75	1,263,865.25	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	85,061	64.50	5,486,434.50	
	YULON MOTOR COMPANY	51,000	26.80	1,366,800.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	11,703	310.50	3,633,781.50	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	13,390	126.50	1,693,835.00	
	FORMOSA TAFFETA CO.	40,000	28.60	1,144,000.00	
	GIANT MANUFACTURING	25,464	185.00	4,710,840.00	
	MERIDA INDUSTRY CO LTD	11,550	120.50	1,391,775.00	

POU CHEN	153,780	38.70	5,951,286.00
RUENTEX INDUSTRIES LTD	36,847	42.30	1,558,628.10
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	14,000	299.00	4,186,000.00
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	33,544	224.50	7,530,628.00
STANDARD FOODS CORP	30,974	78.00	2,415,972.00
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	315,395	56.50	17,819,817.50
OBI PHARMA INC	6,000	351.50	2,109,000.00
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	356,129	15.95	5,680,257.55
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	1,172,780	7.77	9,112,500.60
CTBC FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	970,405	16.10	15,623,520.50
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	537,720	16.90	9,087,468.00
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	520,504	15.90	8,276,013.60
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	427,085	15.45	6,598,463.25
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	750,339	22.90	17,182,763.10
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	885,573	9.15	8,102,992.95
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	720,566	11.80	8,502,678.80
TAIWAN BUSINESS BANK	501,305	8.01	4,015,453.05
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	585,340	13.85	8,106,959.00
CHAILEASE HOLDING CO LTD	114,429	50.30	5,755,778.70
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	411,082	36.90	15,168,925.80
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	775,153	10.20	7,906,560.60
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	541,951	35.50	19,239,260.50
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	299,968	23.30	6,989,254.40
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	615,771	6.26	3,854,726.46
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	42,120	45.30	1,908,036.00
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	46,445	34.40	1,597,708.00
ACER INC	93,803	10.85	1,017,762.55
ADVANTECH CO LTD	18,548	219.50	4,071,286.00
ASUSTEK COMPUTER INC	38,092	264.50	10,075,334.00
AU OPTRONICS CORP	590,090	8.81	5,198,692.90
CASETEK HOLDINGS LTD	9,000	118.00	1,062,000.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	41,700	213.00	8,882,100.00
CHICONY ELECTRONICS CO LTD	28,366	73.00	2,070,718.00
CHIMEI INNOLUX CORPORATION	552,000	9.55	5,271,600.00
COMPAL ELECTRONICS	241,760	18.10	4,375,856.00
DELTA ELECTRONICS INC	126,903	141.00	17,893,323.00
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	49,357	64.30	3,173,655.10
HON HAI PRECISION INDUSTRY	895,829	72.60	65,037,185.40
HTC CORPORATION	37,430	66.30	2,481,609.00
INVENTEC CO LTD	136,511	20.30	2,771,173.30
LARGAN PRECISION CO LTD	6,040	2,500.00	15,100,000.00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	100,705	37.55	3,781,472.75

	PEGATRON CORP	122,474	66.50	8,144,521.00	
	QUANTA COMPUTER INC	156,270	50.60	7,907,262.00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	17,354	107.00	1,856,878.00	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	74,381	30.60	2,276,058.60	
	TRANSCEND INFORMATION INC	9,445	87.80	829,271.00	
	WISTRON CORP	118,448	18.25	2,161,676.00	
	WPG HOLDINGS CO LTD	81,187	33.65	2,731,942.55	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	21,922	64.00	1,403,008.00	
	ASIA PACIFIC TELECOM CO LTD	198,000	10.20	2,019,600.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	227,315	110.50	25,118,307.50	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	95,000	73.90	7,020,500.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	110,200	108.00	11,901,600.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	412,739	29.45	12,155,163.55	
	HERMES MICROVISION INC	2,000	953.00	1,906,000.00	
	INOTERA MEMORIES INC	192,000	29.35	5,635,200.00	
	MEDIATEK INC	95,804	196.00	18,777,584.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	40,045	110.00	4,404,950.00	
	PHISON ELECTRONICS CORP	11,599	256.50	2,975,143.50	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	47,770	65.30	3,119,381.00	
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	26,157	47.85	1,251,612.45	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	27,944	88.60	2,475,838.40	
	SILICONWARE PRECISION INDS	157,000	45.35	7,119,950.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,563,389	147.50	230,599,877.50	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	727,000	11.25	8,178,750.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	54,000	53.30	2,878,200.00	
	新台湾ドル 小計	21,336,586		854,079,655.36 (2,861,166,845)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	11,099	937.00	10,399,763.00	
	CAIRN INDIA LTD	22,150	138.30	3,063,345.00	
	COAL INDIA LTD	41,924	285.60	11,973,494.40	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	45,947	211.60	9,722,385.20	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	79,350	983.10	78,008,985.00	
	ACC LTD	1,768	1,439.75	2,545,478.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	37,185	220.30	8,191,855.50	
	ASIAN PAINTS LTD	18,180	906.60	16,481,988.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	79,021	91.70	7,246,225.70	
	JSW STEEL LTD	7,923	1,326.15	10,507,086.45	
	SHREE CEMENT LTD	786	12,832.45	10,086,305.70	
	TATA STEEL LTD	25,839	328.70	8,493,279.30	
	ULTRATECH CEMENT LTD	2,375	3,165.75	7,518,656.25	
	UNITED PHOSPHORUS LTD	17,944	587.20	10,536,716.80	
	VEDANTA LTD	72,716	103.70	7,540,649.20	

ASHOK LEYLAND LIMITED	63,171	104.80	6,620,320.80
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	33,997	127.25	4,326,118.25
EICHER MOTORS LTD	939	20,483.25	19,233,771.75
LARSEN & TOUBRO LTD	20,632	1,294.55	26,709,155.60
SIEMENS INDIA LTD	5,358	1,176.85	6,305,562.30
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	62,526	196.75	12,301,990.50
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	2,670	1,325.70	3,539,619.00
BAJAJ AUTO LTD	5,458	2,527.15	13,793,184.70
BHARAT FORGE LTD	6,696	790.65	5,294,192.40
BOSCH LTD	431	19,971.00	8,607,501.00
HERO MOTOCORP LTD	3,249	2,943.65	9,563,918.85
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	25,703	1,349.60	34,688,768.80
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,810	3,846.50	22,348,165.00
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	16,492	255.85	4,219,478.20
TATA MOTORS LTD	50,825	403.35	20,500,263.75
TATA MOTORS LTD-A-DVR	35,592	289.30	10,296,765.60
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	34,593	420.70	14,553,275.10
GLAXOSMITHKLINE CONSUMER HEA	529	5,874.15	3,107,425.35
ITC LTD	128,745	324.80	41,816,376.00
NESTLE INDIA LIMITED	1,289	5,509.55	7,101,809.95
UNITED BREWERIES LTD	4,195	788.70	3,308,596.50
UNITED SPIRITS LTD	3,561	2,585.85	9,208,211.85
DABUR INDIA LTD	30,963	287.75	8,909,603.25
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	5,799	1,348.75	7,821,401.25
HINDUSTAN UNILEVER LTD	48,288	845.50	40,827,504.00
MARICO LTD	20,706	247.30	5,120,593.80
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	4,144	1,336.50	5,538,456.00
AUROBINDO PHARMA LTD	20,336	816.40	16,602,310.40
CADILA HEALTHCARE LTD	10,506	320.30	3,365,071.80
CIPLA LTD	19,928	536.55	10,692,368.40
DIVI'S LABORATORIES LTD	5,388	1,050.05	5,657,669.40
DR. REDDY'S LABORATORIES	7,801	2,840.05	22,155,230.05
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	12,671	835.00	10,580,285.00
LUPIN LTD	12,671	1,605.40	20,342,023.40
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	3,535	1,212.85	4,287,424.75
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	59,641	805.30	48,028,897.30
AXIS BANK LTD	35,446	477.10	16,911,286.60
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	95,319	1,203.60	114,725,948.40
ICICI BANK LTD	76,629	225.30	17,264,513.70
INDIABULLS HOUSING FINANCE L	20,091	691.45	13,891,921.95
LIC HOUSING FINANCE LTD	25,565	462.70	11,828,925.50
STATE BANK OF INDIA	104,739	188.70	19,764,249.30

	MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	16,218	304.25	4,934,326.50	
	POWER FINANCE CORPORATION	19,274	171.45	3,304,527.30	
	RURAL ELECTRIFICATION CORP	34,922	169.80	5,929,755.60	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	12,137	1,049.05	12,732,319.85	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	35,709	721.40	25,760,472.60	
	INFOSYS LTD	117,097	1,199.05	140,405,157.85	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	30,202	2,512.55	75,884,035.10	
	TECH MAHINDRA LTD	16,432	478.60	7,864,355.20	
	WIPRO LTD	45,076	539.00	24,295,964.00	
	BHARTI AIRTEL LTD	82,655	366.80	30,317,854.00	
	BHARTI INFRATEL LTD	36,202	376.90	13,644,533.80	
	IDEA CELLULAR LTD	59,982	113.45	6,804,957.90	
	RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	53,477	55.70	2,978,668.90	
	GAIL INDIA LTD	28,235	385.95	10,897,298.25	
	NTPC LTD	97,417	143.20	13,950,114.40	
	TATA POWER CO LTD	93,250	73.45	6,849,212.50	
	インドルピー 小計	2,375,119		1,280,629,922.75 (2,100,233,073)	
カタールリアル	QATAR GAS TRANSPORT(NAKILAT)	22,740	22.55	512,787.00	
	INDUSTRIES QATAR	9,924	99.90	991,407.60	
	COMMERCIAL BANK QSC	6,420	36.35	233,367.00	
	DOHA BANK QSC	2,020	36.30	73,326.00	
	MASRAF AL RAYAN	26,948	33.35	898,715.80	
	QATAR ISLAMIC BANK	5,887	96.70	569,272.90	
	QATAR NATIONAL BANK	11,666	138.90	1,620,407.40	
	QATAR INSURANCE CO	4,266	77.00	328,482.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	3,826	32.50	124,345.00	
	EZDAN HOLDING GROUP	48,549	17.51	850,092.99	
	OOREDOO QSC	7,280	90.00	655,200.00	
	VODAFONE QATAR	19,530	11.38	222,251.40	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	1,591	208.00	330,928.00	
	カタールリアル 小計	170,647		7,410,583.09 (221,205,905)	
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	4,692	70.63	331,395.96	
	SASOL LTD	36,846	436.25	16,074,067.50	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LIMITED	3,192	369.25	1,178,646.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	28,367	218.79	6,206,415.93	
	GOLD FIELDS LTD	64,581	65.55	4,233,284.55	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	60,550	47.30	2,864,015.00	
	MONDI LTD	10,177	280.56	2,855,259.12	
	SAPPI LIMITED	32,518	65.50	2,129,929.00	
	SIBANYE GOLD LTD	42,670	51.84	2,212,012.80	

BARLOWORLD LTD	12,333	70.19	865,653.27
BIDVEST GROUP LTD	19,573	356.08	6,969,553.84
STEINHOFF INTERNATIONAL H NV	176,834	88.25	15,605,600.50
TSOGO SUN HOLDINGS LTD	25,358	26.04	660,322.32
NASPERS LTD-N SHS	25,391	1,929.69	48,996,758.79
IMPERIAL HOLDINGS LTD	12,440	131.50	1,635,860.00
MR PRICE GROUP LTD	13,092	174.99	2,290,969.08
THE FOSCHINI GROUP LIMITED	11,184	145.21	1,624,028.64
TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	23,945	103.40	2,475,913.00
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	59,347	87.26	5,178,619.22
MASSMART HOLDINGS LTD	8,389	116.85	980,254.65
PICK N PAY STORES LTD	18,180	72.63	1,320,413.40
SHOPRITE HOLDINGS LTD	25,002	164.50	4,112,829.00
SPAR GROUP LIMITED/THE	7,827	210.00	1,643,670.00
PIONEER FOODS LTD	8,805	164.10	1,444,900.50
TIGER BRANDS LTD	8,940	333.80	2,984,172.00
LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDIN	74,711	36.22	2,706,032.42
NETCARE LTD	60,221	34.60	2,083,646.60
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	20,636	314.02	6,480,116.72
BARCLAYS AFRICA GROUP	25,675	137.50	3,530,312.50
CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	3,222	550.00	1,772,100.00
NEDBANK GROUP LTD	14,966	169.74	2,540,328.84
STANDARD BANK GROUP LTD	79,862	117.75	9,403,750.50
BRAIT SE	20,371	149.70	3,049,538.70
CORONATION FUND MANAGERS LTD	10,104	68.19	688,991.76
FIRSTRAND LTD	211,218	42.27	8,928,184.86
INVESTEC LTD	25,827	102.85	2,656,306.95
PSG GROUP LTD	8,086	184.32	1,490,411.52
REMGRO LTD	27,640	245.36	6,781,750.40
RMB HOLDINGS LTD	43,247	52.57	2,273,494.79
DISCOVERY LIMITED	21,716	118.17	2,566,179.72
LIBERTY HOLDINGS LTD	6,226	132.24	823,326.24
MMI HOLDINGS LTD	68,078	22.34	1,520,862.52
RAND MERCHANT INVESTMENT HD	40,408	40.21	1,624,805.68
SANLAM LTD	123,162	64.05	7,888,526.10
FORTRESS INCOME FUND LTD	36,400	36.70	1,335,880.00
FORTRESS INCOME FUND LTD-A	49,578	15.61	773,912.58
NEW EUROPE PROPERTY INVEST	10,857	181.01	1,965,225.57
MTN GROUP LTD	109,960	131.00	14,404,760.00
TELKOM SA LTD	11,353	56.40	640,309.20
VODACOM GROUP	21,700	167.00	3,623,900.00
	1,865,457		228,427,198.24

南アフリカランド 小計				(1,635,538,739)
アラブ首長国連邦 ディルハム	ARABTEC HOLDING CO	248,934	1.46	363,443.64
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	113,289	6.38	722,783.82
	DUBAI ISLAMIC BANK	31,286	5.65	176,765.90
	FIRST GULF BANK	49,802	12.60	627,505.20
	NATIONAL BANK OF ABU DHABI	45,082	8.70	392,213.40
	DUBAI FINANCIAL MARKET	127,997	1.30	166,396.10
	ALDAR PROPERTIES PJSC	271,482	2.66	722,142.12
	EMAAR MALLS GROUP PJSC	179,643	2.80	503,000.40
	EMAAR PROPERTIES PJSC	245,114	6.23	1,527,060.22
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	112,837	19.00	2,143,903.00
アラブ首長国連邦ディルハム 小計		1,425,466		7,345,213.80 (217,344,876)
合 計		142,385,894		23,916,206,250 (23,916,206,250)

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	ブラジルレ アル	BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	45,500	838,110.00	
		KLABIN SA-UNIT	28,700	496,797.00	
		SUL AMERICA SA-UNITS	14,318	223,360.80	
		TRANSMISSORA ALIANCA DE-UNIT	7,500	144,000.00	
	ブラジルリアル 小計		96,018	1,702,267.80 (52,497,938)	
投資信託受益証券合計			96,018	52,497,938 (52,497,938)	
投資証券	メキシコペ ソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	141,600	5,679,576.00	
		メキシコペソ 小計		141,600	5,679,576.00 (33,850,272)
	トルコリラ	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	135,630	379,764.00	
		トルコリラ 小計		135,630	379,764.00 (13,994,303)
	南アフリカ ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	144,115	3,457,318.85	
		HYPROP INVESTMENTS LTD-UTS	22,923	2,693,452.50	
		REDEFINE PROPERTIES LTD	324,053	3,716,887.91	
		RESILIENT REIT LTD	13,040	1,743,056.80	
南アフリカランド 小計		504,131	11,610,716.06 (83,132,726)		
投資証券合計			781,361	130,977,301 (130,977,301)	
				183,475,239	

合計		(183,475,239)
----	--	---------------

有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 35銘柄	100.0%			7.3%
メキシコペソ	株式 26銘柄	96.8%			4.3%
	投資証券 1銘柄			3.2%	0.1%
ブラジルリアル	株式 57銘柄	96.9%			6.8%
	投資信託受 益証券 4銘柄		3.1%		0.2%
チリペソ	株式 21銘柄	100.0%			1.4%
コロンビアペソ	株式 9銘柄	100.0%			0.6%
トルコリラ	株式 24銘柄	96.3%			1.5%
	投資証券 1銘柄			3.7%	0.1%
チェココルナ	株式 3銘柄	100.0%			0.3%
ハンガリーフォリント	株式 3銘柄	100.0%			0.3%
ポーランドズロチ	株式 23銘柄	100.0%			1.4%
香港ドル	株式 140銘柄	100.0%			20.9%
マレーシアリングギット	株式 44銘柄	100.0%			3.3%
タイバーツ	株式 31銘柄	100.0%			2.4%
フィリピンペソ	株式 22銘柄	100.0%			1.4%
インドネシアルピア	株式 31銘柄	100.0%			2.7%
韓国ウォン	株式 107銘柄	100.0%			15.6%
新台湾ドル	株式 88銘柄	100.0%			11.9%
インドルピー	株式 73銘柄	100.0%			8.7%
カタールリアル	株式 13銘柄	100.0%			0.9%
南アフリカランド	株式 50銘柄	95.2%			6.8%
	投資証券 4銘柄			4.8%	0.3%
アラブ首長国連邦 ディルハム	株式 10銘柄	100.0%			0.9%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【SMT 新興国株式インデックス・オープン】

【純資産額計算書】

(平成28年 5月31日現在)

資産総額	11,881,992,060円
負債総額	17,707,802円
純資産総額(-)	11,864,284,258円
発行済口数	6,106,520,877口
1口当たり純資産額(/)	1.9429円
(1万口当たり純資産額)	(19,429円)

(参考)

新興国株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

(平成28年 5月31日現在)

資産総額	26,241,513,067円
負債総額	24,187,532円
純資産総額(-)	26,217,325,535円
発行済口数	12,880,620,499口
1口当たり純資産額(/)	2.0354円
(1万口当たり純資産額)	(20,354円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し

ません。

受益権の譲渡

- イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成28年 5月31日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間に於ける資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成28年 8月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成28年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	458	8,006,481
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	35	156,347
単位型公社債投資信託	0	0
合計	493	8,162,828

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりま

す。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,314,170	16,534,066
前払費用	125,306	102,445
未収委託者報酬	4,518,944	5,528,610
繰延税金資産	116,728	121,367
その他	8,789	5,566
流動資産合計	17,083,939	22,292,056
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 57,461	1 55,487
器具備品	1 116,879	1 90,924
その他	-	1 3,748
有形固定資産合計	174,341	150,160
無形固定資産		
ソフトウェア	197,641	215,175
その他	7,648	5,886
無形固定資産合計	205,290	221,062
投資その他の資産		
投資有価証券	60,277	63,797
長期前払費用	5,425	8,021
長期貸付金	25,838	22,838
会員権	25,000	25,000
繰延税金資産	114,415	123,235
その他	463	235
貸倒引当金	25,838	22,838
投資その他の資産合計	205,581	220,289
固定資産合計	585,213	591,512
資産合計	17,669,152	22,883,569

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,868	14,543
未払金	2,578,595	3,057,975

未払手数料	1,896,826	2,223,498
その他未払金	681,769	834,477
未払費用	52,291	64,411
未払法人税等	924,882	1,445,329
未払消費税等	354,256	246,748
賞与引当金	94,769	98,630
その他	56,222	3,100
流動負債合計	4,074,887	4,930,740
固定負債		
資産除去債務	12,707	12,926
退職給付引当金	342,831	389,941
その他	-	3,056
固定負債合計	355,538	405,924
負債合計	4,430,425	5,336,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	65,500	68,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	10,419,991	14,729,555
利益剰余金合計	12,585,491	16,898,055
株主資本合計	13,235,491	17,548,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,235	1,151
評価・換算差額等合計	3,235	1,151
純資産合計	13,238,726	17,546,904
負債・純資産合計	17,669,152	22,883,569

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	28,159,652	32,163,066
運用受託報酬	8,732	-

営業収益合計	28,168,384	32,163,066
営業費用		
支払手数料	12,922,655	14,102,687
広告宣伝費	130,384	126,914
公告費	880	2,765
調査費	5,994,577	6,758,898
調査費	279,702	331,886
委託調査費	5,712,946	6,425,175
図書費	1,928	1,836
営業雑経費	1,299,065	1,399,773
通信費	17,456	17,552
印刷費	330,921	349,902
協会費	23,182	26,659
諸会費	105	105
情報機器関連費	857,009	927,524
その他営業雑経費	70,390	78,029
営業費用合計	20,347,563	22,391,039
一般管理費		
給料	2,185,555	2,123,392
役員報酬	89,055	89,280
給料・手当	1,839,000	1,759,320
賞与	257,499	274,792
退職給付費用	71,270	73,742
福利費	212,286	222,276
交際費	4,491	6,004
旅費交通費	55,788	67,392
租税公課	42,868	73,989
不動産賃借料	130,938	125,339
減価償却費	129,285	126,985
業務委託費	1 45,054	1 209,510
諸経費	167,290	217,580
一般管理費合計	3,044,830	3,246,214
営業利益	4,775,990	6,525,812

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
営業外収益		
受取利息	6,802	8,092
収益分配金	4,617	2,026
投資有価証券売却益	1,846	350
貸倒引当金戻入	3,000	3,000
その他	1,936	5,272
営業外収益合計	18,203	18,742
営業外費用		

長期前払費用償却	1	27,866	1	27,866
支払補償費		7,656		1,893
投資有価証券売却損		117		365
その他		3,283		14
営業外費用合計		38,924		30,139
経常利益		4,755,269		6,514,415
特別損失				
外国税関連費用	2	56,222		-
特別損失合計		56,222		-
税引前当期純利益		4,699,047		6,514,415
法人税、住民税及び事業税		1,667,610		2,183,255
法人税等調整額		30,739		11,403
法人税等合計		1,698,349		2,171,851
当期純利益		3,000,697		4,342,563

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			3,000,697	3,000,697	3,000,697
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-	2,967,697	2,970,697	2,970,697
当期末残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,715	2,715	10,267,508
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			3,000,697
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	520	520	520
当期変動額合計	520	520	2,971,217
当期末残高	3,235	3,235	13,238,726

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			4,342,563	4,342,563	4,342,563
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-	4,309,563	4,312,563	4,312,563
当期末残高	68,500	2,100,000	14,729,555	16,898,055	17,548,055

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,235	3,235	13,238,726
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			4,342,563
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,386	4,386	4,386
当期変動額合計	4,386	4,386	4,308,177
当期末残高	1,151	1,151	17,546,904

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もる枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた212,345千円は、「業務委託費」45,054千円、「諸経費」167,290千円として組み替えております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
建 物	45,415	千円	54,302	千円
器具備品	218,270	"	263,257	"
そ の 他	-	"	841	"
計	263,685	"	318,401	"

(損益計算書関係)

1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
業務委託費	37,614	千円	39,733	千円
長期前払費用償却	27,866	"	27,866	"

2外国税関連費用

外国税関連費用56,222千円は、中国税務当局等が平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成22年3月23日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算した当社の負担額であります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株SRIマザーファンド」であり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社等が負担しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

（リ・ス取引関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	12,314,170	12,314,170	-
(2) 未収委託者報酬	4,518,944	4,518,944	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	60,274	60,274	-
(4) 未払金	(2,578,595)	(2,578,595)	-
(5) 未払法人税等	(924,882)	(924,882)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	16,534,066	16,534,066	-
(2) 未収委託者報酬	5,528,610	5,528,610	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	63,794	63,794	-
(4) 未払金	(3,057,975)	(3,057,975)	-
(5) 未払法人税等	(1,445,329)	(1,445,329)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未払金、並びに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
非上場株式	3	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	12,314,170	-	-	-
未収委託者報酬	4,518,944	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	1,576	16,038	-

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,534,066	-	-	-
未収委託者報酬	5,528,610	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	6,265	17,912	-

(有価証券関係)

1. 其他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	58,207	53,306	4,901
小計	58,207	53,306	4,901
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,066	2,186	120
小計	2,066	2,186	120
合計	60,274	55,492	4,781

当事業年度(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	10,329	9,998	330
小計	10,329	9,998	330

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	53,465	55,455	1,989
小計	53,465	55,455	1,989
合計	63,794	65,453	1,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
34,635	1,846	117

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
20,015	350	365

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
(1) 退職給付債務	342,831	389,941
(2) 退職給付引当金	342,831	389,941

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
(1) 退職給付費用	71,270	73,742

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で14,089千円、当事業年度で14,434千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成27年3月31日）		当事業年度 （平成28年3月31日）	
繰延税金資産				
未払事業税	64,846	千円	86,931	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	8,356	"	6,993	"
賞与引当金損金算入限度超過額	31,368	"	30,437	"
退職給付引当金損金算入限度超過額	110,871	"	119,400	"

外国税関連費用損金不算入額	18,609	〃	-	〃
その他	5,855	〃	7,674	〃
繰延税金資産 合計	239,908	〃	251,436	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	1,546	〃	-	〃
投資有価証券売却益益金不算入額	7,217	〃	6,833	〃
繰延税金負債 合計	8,763	〃	6,833	〃
繰延税金資産の純額	231,144	〃	244,602	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が15,263千円、その他有価証券評価差額金が27千円、それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が15,236千円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,363,914千円
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド （ブラジル・リアルコース）	3,178,319千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載していません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,979,867千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載して
おります。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要性がないため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	8,852,826	未払手数料	1,374,578
							投資助言費用の支払	3,428,200	その他未払金	381,755

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	10,100,152	未払手数料	1,682,049
							投資助言費用の支払	4,834,722	その他未払金	460,620

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成27年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成28年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	4,412,908円85銭	5,848,968円06銭
1株当たり当期純利益金額	1,000,232円56銭	1,447,521円33銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	3,000,697千円	4,342,563千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,000,697千円	4,342,563千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以

下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成28年6月30日に社外取締役との責任限定契約に係る規定を追加しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成28年 8月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円(平成28年3月末日現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成28年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	7,657	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社商工組合中央金庫	218,653	株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する総合金融機関としての業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社みちのく銀行	34,168	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社八千代銀行	43,734	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤証券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日本アジア証券株式会社	4,400	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関として

の業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。また、本ファンドの名称とは別に、「SMT インデックスシリーズ」の表記を行うことがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示する

ことがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。

- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月 3 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白川 芳樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月7日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木裕晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMT 新興国株式インデックス・オープンの平成27年11月11日から平成28年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT 新興国株式インデックス・オープンの平成28年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。